公共工事品質確保法改正案政策骨子 (案)

令和5年12月20日

一 公共工事等に従事する者の労働条件の改善

1 週休2日の適切な実施

労働環境の改善に関する受注者の努力義務規定に、労働条件の例示として、「休日」を追加すること。

2 休日取得、労務費支払の実態把握と必要な施策実施

国は、公共工事等の実施者(下請負人を含む。)に対し労務費、法定福利費等が適切に支払われ、当該実施者の技術者、技能労働者等に賃金が適切に支払われるよう、また、それらの者が適切に休日を取得できるよう、賃金の支払、休日の取得等に関する実態を把握し、当該実態を踏まえ、公共工事等に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めるものとする旨の規定を追加すること。

二 持続可能な地域建設業等

1 「地域の守り手」を維持するための発注方式

- (1) 地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され、及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争参加資格、発注規模その他の入札参加条件等を適切に設定する旨などを、「発注者等の責務」に追加すること。
- (2) 同一の地域における公共工事の品質確保の担い手が極めて限られているなど、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等について、発注者は、競争が存在しないことを確認した上で、随意契約によることができる旨を、「多様な入札及び契約の方法」の節に追加すること。

2 適切な価格転嫁

契約締結後に資材費等が変動した場合における請負代金の変更に係る契約条項を適切に設定するとともにその運用の基準等をあらかじめ策定すること及びそれらに基づき適切に請負代金の変更を行うことを、「発注者等の責務」に追加すること。

3 地域建設業者等への技術の普及・調査等の担い手の育成等

(1) 地域建設業者等への技術の普及のため、一定の施工技術を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び技術的協力を図るものとする旨を、「発注者等の責務」に追加すること。

(2) 公共工事に関する調査等に必要な知識又は技術に係る資格等に関する検討規定に、「公共工事に関する調査等の担い手の中長期的な育成及び確保の促進」にも留意しつつ、検討すべき旨を追加すること。

4 災害時の緊急対応の充実・強化

- (1) 被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用について、「発注者等の責務」 に追加すること。
- (2) 災害協定に基づき受注者が災害応急対策工事等を実施する場合におけるその 従事者の負傷等の補償及びその活動による第三者への損害の賠償を担保するた めの保険契約の締結について、「受注者等の責務」に追加するとともに、当該保険 契約の保険料等の予定価格等への反映について、「発注者等の責務」に追加する こと。

三 技術開発の推進・新技術の活用

1 新技術の社会実装の促進等

- (1) 公共工事の品質は、技術の研究開発及び社会実装が継続的に推進され、新技術として活用されることにより、将来にわたり確保されなければならない旨を、「基本理念」に追加すること。
- (2) 公共工事の品質確保に当たっては、工期、安全性、生産性、脱炭素化その他の価格以外の要素を含め総合的に価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等が活用されるよう配慮され、これらの新技術等の活用に必要な費用を予定価格に適正に反映させる旨などを、「基本理念」及び「発注者等の責務」に追加すること。

2 民間技術力の結集

- (1) 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発に資するため、「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」等の活用により、民間事業者等の連携を促進するよう努めなければならない旨の規定を追加すること。
- (2) 国は、その委託した民間事業者等により研究開発された公共工事等に必要な高度な技術の有効活用を促すため、知的財産権の取扱いに配慮するよう努めなければならない旨の規定を追加すること。

3 技術開発に対する継続的な支援

国は、研究機関の機能強化並びに公共工事等の品質等に関する技術に関する研究 開発の推進及びその成果の普及を中長期にわたって安定的に推進するため、必要な 措置を講ずる旨の規定を追加すること。

4 デジタル技術の活用及び脱炭素化

- (1) 公共工事の品質確保に当たっての生産性の向上に関する配慮規定に、情報通信技術を活用したデータの適切な引継等を追加すること。
- (2) 発注者及び受注者の負担の軽減に資するよう、発注関係事務の適切な実施についての努力義務規定に、「情報通信技術の活用等を図る」旨を追加すること。
- (3) 公共工事の目的物の維持管理に関する国等の努力義務規定に、「生産性の向上」及び「情報通信技術の活用等」を加えるとともに、「効率的に」点検等を実施する旨を追加すること。
- (4) 公共工事の品質確保に当たっては、脱炭素化に向けた技術又は工夫の活用に、配慮されなければならない旨を、「基本理念」に追加すること。

四 その他

〇 国民の関心と理解

国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動に関する国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動等を行うよう努めるものとする旨の規定を追加すること。

- ※ 測量業における担い手の確保及びデジタル技術の活用の観点から、測量法に関し、 次のような項目の改正について検討中。
 - 1 技術の進展に対応した担い手(測量士・測量士補)の確保
 - ① 「養成施設」の要件の見直し
 - ② 学位授与機構による学位授与者への資格付与
 - ③ 測量士・測量士補試験を受験しやすい環境の整備
 - 2 測量成果等の提供の電子化
 - 3 測量業の登録に関する暴力団排除規定の整備
- ※ 上記のほか、公共工事の発注者の発注体制の整備への支援について検討中。